

## 1 基本方針策定の意義

「臨川小学校いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法」「東京都いじめ防止対策推進条例」「渋谷区いじめ防止等対策推進条例」「渋谷区いじめ防止基本方針」に基づき、学校におけるいじめ根絶に取り組むための対策を推進する基本的な方針を定めるものである。学校全体で迅速かつ組織的に対応できる環境・体制をつくり、学校でのいじめを未然に防止し、児童の安全で安心できる学校生活を確保することを目指す。

## 2 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、渋谷区立学校に在籍する児童に対して当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 3 いじめの禁止

いじめは、重大な人権侵害であり、決して許されない行為である。全ての児童は、いじめを行ってはならない。また、児童は、いじめを発見した場合（いじめの疑いを認めた場合を含む。以下同じ。）は、いじめを傍観せず、保護者、教職員または関係機関等に報告するよう努める。

## 4 いじめ防止への基本的な考え方

いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こり得るという認識の下、保護者、地域住民および渋谷区教育委員会、関係機関等と日頃より連携を図り、いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び迅速な事実確認を基本として、次のような取組を推進する。

### （1）いじめを許さない学校づくり

道徳の授業や学校の教育活動全体を通じて、児童がいじめについて深く考え、理解するための取組を充実し、いじめを生まない学級・学校環境づくりに努める。学年・学級での指導を基盤とし、特に良好な人間関係形成のため、体験学習等の充実や児童会等による主体的な取組を推進し、豊かな情操と道徳心を培い、児童がいじめを絶対に許さないという自覚と態度を養っていく。

### （2）いじめについて相談しやすい体制づくり

児童との日頃からのかかわりを大切にするとともに、保護者等との連携を密にすることにより、児童等が安心して相談できる環境づくり保護者や地域住民および関係機関等からの情報提供を得やすい体制づくりに努める。

### （3）教員の指導力向上

全ての教職員がいじめの定義を正しく理解し、いじめに適切に対応できる指導力の向上を図る。具体的には、「東京都教育委員会いじめ総合対策【第3次】」等を活用した、いじめ問題解

決のための教員研修プログラムを実施する。

#### (4) 学校と保護者の連携

保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保護する児童等が「いじめを行うことがないよう」人権意識や規範意識を養うとともに、いじめの情報を得た場合には、必要に応じて関係機関等に速やかに連絡・相談するなどして、児童をいじめから保護し、いじめの防止等の取組に協力するよう努める。(いじめ防止対策推進法第9条「保護者の責務等」)

### 5 学校における取組

いじめを未然に防止し、早期解決するために、区教育委員会、児童相談所、警察署等の関係諸機関と連携して取り組む。

#### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

国・都・区の基本方針の趣旨を踏まえ、「渋谷区立臨川小学校『学校いじめ防止基本方針』」を定める。

#### (2) 組織的対応の推進

- ア いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、管理職、主幹教諭、生活指導主任、保健主任、当該学級担任、スクール・カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他校長の認めるもの等で構成する「いじめ対策委員会」を置き、定期的な会議の開催と組織的な役割分担による対応を行う。
- イ 必要に応じて、「特別支援校内委員会」でも、いじめ防止の視点をもって運用する。
- ウ 重大事態が発生した場合には、渋谷区教育委員会に報告するとともに、いじめ対策委員会において、事実関係を明確にするための調査を早急に実施する。

#### (3) いじめの防止等に関する取組

「未然防止」「早期発見」「事実確認」「早期対応」「重大事態への対処」の段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。

##### ア いじめの未然防止

- ・児童にとって分かる授業、話し合いや学び合いを通して、互いのよさや違いを認め合える授業の実現を目指す。
- ・道徳教育、人権教育、体験活動等の充実、授業等におけるきまりやルールの徹底等を通じて、思いやりの心の育成や規範意識の醸成を図る。
- ・全ての教職員が、いじめの重大事態の定義等の法の趣旨や、いじめ防止基本方針の内容等を十分理解できるよう、いじめに関する校内研修を年間3回以上実施する。
- ・全ての児童に対して、いじめは絶対に許されない行為であることを自覚させるため、いじめに関する授業を年間3回以上実施する。さらに、児童がいじめを自分の問題としてとらえ、いじめ防止について主体的に考え、行動できるような取組を推進する。
- ・朝の会や帰りの会、授業中、休み時間など、学校生活全体の観察を通し、児童の小さな変化を見逃さず、対応する。

- ・個人面談や保護者会、学校だより、ホームページ、PTA活動等で、臨川小学校いじめ防止基本方針の内容等を周知し、家庭との連携・協力を強化する。
- ・児童が躊躇することなく、スクール・カウンセラーに相談できる環境をつくるため、都の「ふれあい月間」1回目（6月）には、スクール・カウンセラーによる全員面接を、原則、5年生を対象に実施し、必要に応じて対応する。
- ・教員による見守り当番を中心とした校内巡回等により、学校全体で児童を見守っているというメッセージを発する。
- ・年3回の個人面談や保護者会を通じて、保護者が相談しやすい環境を整備する。
- ・放課後クラブと定期的に情報交換をするなど、常に連携し、放課後における児童の様子について把握する。
- ・インターネットを媒介としたいじめを防止するため、「SNS 臨川ルール」等を踏まえた情報モラル教育や啓発活動を行う。
- ・児童が不安や悩みを抱えたときに、身近にいる信頼できる大人に相談することなどについて学ぶ授業「SOSの出し方に関する教育」を年間1回以上実施する。

#### イ いじめの早期発見

- ・学級の様子やいじめを把握するための児童等へのアンケート調査を定期的実施する。（1～3年生は隔月、4年生以上は毎月）
- ・児童が不安や悩み、いじめを訴えやすいよう、校内での相談体制を整備し、保健室・相談室等の利用ができることを周知する。併せて、国、都、区等の相談窓口を定期的に周知する。
- ・保護者や地域住民等からのいじめに関する情報の収集に努める。
- ・週に1回、職員会議で情報共有を実施する。

#### ウ いじめの事実確認

- ・いじめやいじめの疑いを把握した場合には、いじめ対策委員会において事実確認の方策を協議する。その後、教職員は役割分担を行い、関係児童への聞き取り等を通じて、事実の詳細を確認する。確認した事実に基づき、いじめ対策委員会において、いじめの解決に向けた対応方針を決定する。
- ・確認した事実関係とその後の対応方針については、関係する保護者と共有する。

#### エ いじめの早期対応

- ・いじめを発見した場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに報告・連絡・相談を行うとともに、いじめ対策委員会において事実確認の方策について協議し、管理職の指導のもと、組織的に対応する。
- ・アンケート等で把握できた「いじめ事例」「いじめの可能性のある事例」については、最優先で事実関係の把握に努める。
- ・いじめられた児童及びいじめを知らせてきた児童の安全と安心の確保を行うとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度でいじめた児童への指導を徹底する。
- ・保護者からいじめに関する報告や相談を受けたら、内容を具体的に聞き取り、早急に事実確認と報告をする約束をして、管理職に速やかに報告し、調査や指導を行う。
- ・いじめ対策委員会において事実確認の方策や対応を協議する。
- ・関係児童の心のケアに努め、相談や見守りの体制をつくる。いじめの行為が認められ

なくなっても、一定期間その体制を維持し、児童の安心や再発防止に努める。

- ・必要に応じて、関係諸機関や専門家等と相談・連携して対応する。

#### オ 重大事態への対処

- ・「生命、心身または財産に重大な被害が生じる疑い」「相当期間（年間30日以上もしくは一定期間連続して）欠席を余儀なくされた疑い」がある場合は重大事態として、渋谷区教育委員会を通じて区長に報告するとともに、警察等の関係機関との相談・連携のもとで迅速に調査に着手する。
- ・重大事態が発生した場合には、校長が直ちに渋谷区教育委員会に報告するとともに、教育委員会と一体になっていじめ対策委員会が迅速に対処する。
- ・必要に応じて、東京都教育相談センターに設置されている学校問題解決サポートセンター「いじめ等の問題解決支援チーム」を活用する。

### 6 その他

- ・児童の実情を情報共有し、近隣の小・中学校で連携して、いじめの防止に取り組む。
- ・日頃から学校と町会等の地域組織が情報交換等による協力体制を築き、見守りや声かけ等の取組を行う。また、学校行事や学校運営協議会等の機会を活用した連携により、地域とともにある学校づくりを推進する。
- ・児童の健全育成を推進するため、児童相談所、警察、民生児童委員等の関係機関と様々な機会を活用して情報交換を行い、連携を強化する。